

■ 平成 28 年度 第1回 「にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議」

日時：平成 29 年 3 月 23 日（木）午前 10 時～

会場：新潟市役所本館 3 階 対策室 1

(事務局)

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より平成 28 年度「にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議」を開催いたします。

私は、事務局の住環境政策課 石渡と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

本日は一般の傍聴の方がいらっしゃいませんが、会議は公開で行わせていただきます。

会議の概要につきましては、「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、事務局で作成し、配布資料と共にホームページで公開させていただきます。なお、議事録作成のため、会議の音声を録音いたしますので、ご了承願います。

なお、私の進行は開会にあたっての説明までとさせていただき、次第「2」以降の議事進行は五十嵐（いがらし）委員長にお願いしたいと思います。

はじめに事務局より、新しい委員をご紹介いたします。平成 28 年 4 月より本市の建築部長となりました堀内でございます。

(堀内委員)

堀内と申します。よろしくお願ひいたします。昨年の 4 月から参りましたが、この会議は 1 回目ということで、ごあいさつが遅れました。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

次に、委員の出欠をご報告いたします。本日は、平松委員から所用のため欠席、また、高松委員から少し遅れて出席とのご連絡をいただいております。

それでは、はじめに五十嵐委員長よりごあいさつをお願いいたします。

(五十嵐委員長)

おはようございます。年度末のお忙しいところ、ありがとうございます。

毎年、計画の進捗状況を確認している会議でございますけれども、市の計画の指標について、国や県の計画変更に伴って見直しが必要となり、年度末の押し迫ったところではございますが、データのとりまとめが終わったことから、本日の開催となりました。今日、いろいろとご意見いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。会議の資料につきましては事前に配付させていただいておりますが、まず、会議の次第1枚です。次に、資料2-1、資料2-2のA3横の1枚、資料2-3はA3横が2枚ついてございますが、次第2の「にいがた住まい環境基本計画」の資料です。続きまして、資料3-1のA3の横1枚と資料3-2の「空き家の話」というパンフレットが、次第3「新潟市空家等対策計画」の資料となっております。

開催要綱第4条第2項により、会議の議長は委員長が行うこととなりますので、ここからの議事進行は五十嵐委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(五十嵐委員長)

では、議事を進めていきたいと思います。最初に本日の議事録署名委員を私からお願ひしたいと思います。番場委員と堀内委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りますが、2「にいがた住まい環境基本計画」の最初の「指標の見直しについて」でございます。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

皆様おはようございます。住環境政策課 斎藤と申します。

資料は資料2-1、資料2-2です。

資料2-1「指標の見直しについて」ということで、これまでの経過と見直しにおける基本的な考え方をまとめたものでございます。資料2-2につきましては、平成26年度の計画策定時の指標と今回、提示する指標の見直し案を一覧にしたものでございます。今回、見直しを行うのは、資料2-2に記載されています、アウトカム指標というものでございます。このアウトカム指標というのが、計画に基づく施策事業の実施により発生する、効果、成果を表す指標のことございます。説明の中では、略して「指標」と呼ばせていただきます。資料2-2は後ほど、こちらのスライドにより見直しを行う指標について説明しますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

では、資料2-1、「1.これまでの経過」です。平成27年、昨年の3月ですが、「にいがた住まい環境基本計画」を策定いたしました。これと同時に、目標の達成度を把握、評価するため、指標を設定しています。市の指標の目標値は、基本的には、策定時点の国の住生活基本計画の目標値をベースに設定していたものです。その翌年、今年の3月になりますが、国の住生活基本計画が改定されるとともに、指標の見直しが行われました。また、関連計画であります、本市の「建築物耐震改修促進計画」が改定されました。あわせて目標値が見直されています。そして、今年の3月ですが、新潟県では国計画の改定に伴いまして、住生活基本計画を改定し、指標についても見直される予定となっています。

次に、「2.見直しにおける基本的な考え方」です。市の指標見直しの内容としては、大きく

3パターンあります。見直しパターンの一つ目、「①国・県計画改定に伴う指標の見直し」です。国・県の指標は、計画改定に伴いまして、指標の目標値が変更、あるいはそもそも指標から除外されたものがあります。これに伴う市の指標の設定については、資料2-1の四角点線の枠内に記載がありますが、具体的にはスライドで説明させていただきます。また、資料2-2の指標一覧表もあわせてご覧いただければと思います。

まずは、改定後の国・県計画の目標値に準じて、市目標値を設定するというものです。こちらのグラフは指標の「①高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率」の国の現況値と目標値を示したものです。国と市の計画では、国の目標年が平成37年、市の目標年が平成34年と計画期間が異なることから、市の指標の目標値は、国の目標値を市の計画期間に補正した値とするものです。国の計画では、平成25年の現況値41パーセントに対して、平成37目標値75パーセントを設定していますが、これらを直線で結んだときの平成34年の値を市の目標値とするものです。このような方法で見直した指標は、全部で四つあります。

まず、今ほど、グラフで見ていただいた指標の「①高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率」です。算定根拠ですが、65歳以上の者が居住する住宅の総数に対する一定のバリアフリー化、これは2か所以上の手すりの設置、もしくは、屋内の段差解消がなされた住宅数の割合となります。こちらで算定しますと、平成25年の現況値が43パーセントとなっています。平成34年の目標値につきましては、国の計画に準じまして、市の計画期間に補正いたしまして、66パーセントと設定するものです。

次に、指標の「③子育て世帯における誘導居住面積水準の達成率」です。算定根拠ですが、子育て世帯の数に対する誘導居住面積水準以上の世帯の数の割合です。市の現況値が平成25年で57パーセントで、すでに平成37年の国の目標値の50パーセントを上回っているということから、市の平成34年の目標値につきましては、「増加させる」ということを目標とするものです。

次に、指標の「⑥新築住宅における認定長期優良住宅の割合」です。新設住宅着工数に対する長期優良住宅の認定数の割合ですが、平成25年の現況値が13パーセント、平成34年の目標値につきましては、国の計画に準じまして、17パーセントと設定するものです。

続きまして、指標の「⑦省エネルギー対策率」です。住宅総数に対する一定の省エネルギー対策については、全部または一部の窓に二重サッシまたは複層ガラスを使用している住宅数の割合というものです。平成25年の現況値が44パーセント、こちらを平成34年の目標値を県計画に準じまして59パーセントと設定するものです。

以上が、国・県計画の目標値に準じて、市目標値を設定した指標となります。

続きまして、国・県計画の指標から除外されたものの市独自の目標値設定についてですが、

これについては直近の5年から10年間における順調な推移を継続するということを目指しまして、トレンド推計から目標値を設定するものです。こちらのグラフは指標の「②共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率」でございます。市の実績値と推計値を示したものです。平成34年の目標値は、平成15年、20年、25年の実績からトレンド推計により、算定するもので、このような方法で見直した指標については、全部で三つあります。まず、今ほど見ていただいた指標の「②共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率」です。共同住宅の総戸数に対する共用部分のユニバーサルデザイン化、道路から各戸の玄関まで車イス、ベビーカーで通行可能な共同住宅の戸数の割合です。こちらについては、平成25年の現況値が11パーセントでございます。平成34年の目標値はトレンド推計から15パーセントと設定するものです。

次に、指標の「⑧リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合」ですが、平成25年の現況値が5.9パーセント、平成34年の目標値は、トレンド推計から7.7パーセントと設定するものです。

次に、指標の「⑨住宅の利活用期間（減失住宅の平均築後年数）」とありますが、取り壊した住宅がどのくらいの期間、使用されていたかという平均の年数ですが、平成25年の現況値としては約35年。平成34年の目標値につきましては、トレンド推計から約39年と設定するものです。

以上がトレンド推計から市目標値を設定したものになります。

資料2-1の「2. 見直しにおける基本的な考え方」の指標見直しのパターンの二つ目、「②市建築物耐震改修促進計画改定に伴う目標値の見直し」です。

指標の「③住宅の耐震化率」ですが、平成25年の現況値が79パーセントでした。改定後の耐震改修促進計画の目標値を本計画の指標に反映しまして、目標値については、平成32年度末で90パーセントと設定するものです。

最後に、見直しパターンの三つ目ですが、計画策定時に策定した指標の「⑩既存住宅の流通シェア」につきましては、市町村単位のデータ取得、算定が困難であるということが判明しまして、新たな指標を設定するものです。中古住宅の流通指標の活性化を図るために、これに代わる新たな指標としまして、「中古住宅への住み替え意向の割合」としたいと考えています。こちらのスライドの下のグラフですが、住生活総合調査で今後、持ち家へ住み替え意向のある世帯に新築住宅か中古住宅かの住み替え方法について調査したものです。このうち、「中古住宅」、「新築か中古かこだわらない」と回答した世帯を中古住宅への住み替え意向のある世帯として集計することとしまして、こちらの現況値、平成25年では43パーセントとなっております。平成34年の目標値につきましては、中古住宅への住み替え意向のある世帯を増加させるということを目標としたいと考えております。

以上が、「にいがた住まい環境基本計画の指標の見直し」の説明でございます。ありがとうございました。

(五十嵐委員長)

ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(小池委員)

細かいことなのですけれども、アウトカム指標の②の「共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率」で、新しい目標値が「15 パーセント」とあるのに、こちらのスライドのほうには、数値が「15.6 パーセント」と表示されたと思うのですが、基本的に端数は切り上げなのか、切り下げるのかということが1点。

2点目は、見直しの①の二つ目の項です。要するに国・県計画の指標から除外されたものは、市独自の目標値をトレンドから見ていかれるというのがあったのですけれども、見直されるのは全部いいのですけれども、多分、前回のときにも目標値としてあげた数値にも何らかの根拠があったわけで、でも多分、このトレンドを見ると、そこまでいかないということで見直されたと。現実的なところで見直されたのかとは理解したのですけれども、本来というか、最初に立てた目標値と比べると、そこまで伸びなかった背景というのは何か把握されていることがあつたら教えていただきたいと思いました。

(五十嵐委員長)

では事務局、最初の端数は四捨五入かどうか。

(事務局)

まず、有効数字は二けたを基本に考えています、これについては県計画でも全く同じ考え方なのですけれども、有効数字以下については基本的には切り捨てとなっております。

(事務局)

2点目の質問ですが、もともと市の指標については国の指標をベースに設定をさせていただいております。目標値についても、全国計画で、基本的にはこれまで目標値として定められていたものなのですけれども、それを持ってきて、市の目標値として設定をしてきました。今回、全国計画の見直しがされて、目標値を設定しない指標として、今後、扱われるかたちになったものがあります。他の指標は全国計画で目標値の設定がありますので、それに準じて今、市の計画の目標値を設定したわけです。けれども、国では参考指標のようななかたちで動向は取りますけれども、目標値の設定はしないというような指標が設けられたものですから、今回、直接、国の目標値に準じることができませんので、あくまでも市のほうで、これまでのトレンドからそのまま順調に推移した場合の値を目標として設定するというような考え方をさせていただきました。

(小池委員)

国の目標から外れたということは、やはり重要度からすると少し落ちる、目標値がないということですから、順位的にそのようになったという解釈でいいのですか。

(事務局)

今回、国の計画で、空き家の問題というものが大きく住生活基本計画の中でも取り入れられたということで、全体的にかなり見直しがされました。これまで指標というものがすべて、前回の市の計画のように評価指標という扱いだったのですけれども、今回、評価指標として設定するものと、動向を見るためにチェックをするけれど、目標値は定めない参考指標の2種類に切り替わったというかたちです。

(五十嵐委員長)

他にいかがでしょうか。私から一つ。

⑨「住宅の利活用期間」については、トレンドから新たに目標値を設定したわけですけれども、住宅がどんどん同じ推移で長持ちするとは考えられないのですけれども、このあたりはこういう斜めの線を引いていいものかどうか。今回はそんなに期間が延びないのかと思うのですけれども、考え方として、これをトレンドで設定していい指標なのかどうか。少し疑問に思うのですけれども、どうなのでしょうか。要検討かなと思うのですけれども。

(事務局)

実績値としては、平成15年が約29年、平成25年が約35年ということで、6年延びています。本計画でも、住宅を長く使うという方向性を示していく上で、このトレンドのままもう少し長く使うというところを目指したいという想いがありまして、このような算定で目標値を設定しました。

(五十嵐委員長)

なかなか難しいですよね。古い住宅はあまり耐久性がないということもあって、割りと早く取り壊されたりしているけれども、ある年代から耐久性ということを言われてきたので、場合によったらトレンドのまといかないのではないかと思います。ですので、推移を見ながら目標値を検討していくかなければいけないのかと思います。今回はこれでいいかと思うのですが、ほかの指標と少し違う意味合いがあるかと思ったものですから。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また後でお気づきの点がありましたら、お願いすることにいたしまして、次の「取組み状況について」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「取組み状況について」説明させていただきます。資料は2-3、A3横2枚の資

料です。基本目標ごとに設定した基本的施策に関連する施策事業のうち、実績を数値で把握できる施策または事業を一覧にしたものです。平成 27 年度実績と平成 28 年度実績の見込みを記載しています。関連施策事業の主だったものについて、今後の方向性とあわせて説明させていただきます。

まず、基本的施策の「1－1 人にやさしい住宅・住環境づくり」です。関連施策事業の一番上、高齢者向け住宅リフォーム助成、二つ目の高齢者介護予防リフォーム助成、四つ目障がい者向け住宅リフォーム助成につきましては、過去 2 年の実績はご覧のとおりです。こちらは、来年度も実施する予定となっています。

中ほどのやや下にありますが、子育て支援健幸（けんこう）すまいリフォーム助成事業ですが、こちらについては毎年制度の改正が行われております。平成 28 年度については、子育て世帯にさらに特化した事業への見直しのために、親世帯が対象となっていました、親子近居世帯というタイプへの補助については、平成 27 年度をもって廃止となっています。来年度につきましては、健康寿命の延伸につながるヒートショック対策として、温熱環境改善などのリフォームを行う高齢者世帯への支援を拡充することとしています。

次に、空き家活用リフォーム推進事業です。これについては、来年度、福祉活動活用タイプの地域の茶の間の要件を緩和する予定です。福祉部の新制度と整合を図りまして、これまで週 1 回以上の茶の間の開催という要件であったものを月 1 回以上でも OK ということにいたしまして、空き家活用の促進を図るというものです。

次に、基本的施策の「1－2 災害に強い住宅・住環境づくり」です。木造住宅耐震改修工事等補助制度、自治会や防災会等の地域単位での普及啓発につきましては、過去 2 年はご覧の実績となっています。来年度につきましても、住宅の耐震化を促進するため、これらの事業、取組みについては、継続して実施する予定となっています。

次の雨水流出抑制施設設置助成、防水板設置等工事助成などの住宅浸水対策につきましても、来年度実施する予定となっています。

次に、基本的施策「2－1 多様な住宅セーフティーネット機能の充実」です。市営住宅の改修工事、空き家修繕はご覧の実績です。今後の方向性等に記載があるのですけれども、来年度、市営住宅のポイント制というものを新規に実施する予定です。これは住宅困窮の度合いをポイント化しまして、ポイントが高い申込者から入居者を決定しようというものです。

また、居住支援としまして、新潟県居住支援協議会を通じて、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援していますが、居住支援協議会につきましては、過去 2 年で 79 件の相談がございまして、このうち 3 割に当たる 23 件の入居につながっています。今後もパンフレットなどを通じまして、相談者へ居住支援協議会の取組みを紹介していきたいと思っています。

次に、基本的施策「2－2 適時・適切な住み替えを実現する仕組みづくり」です。空き家活用リフォーム推進事業と今年度より実施しておりますU I J支援にいがたすまいリフォーム助成事業の実績はご覧のとおりです。来年度はさらに住み替えを促進するために、空き家の購入時期の要件を緩和する予定です。具体的には、これまで当該年度の4月以降の空き家の購入というものを要件としていたのですけれども、来年度からは前の年度の後期も対象とするために、4月以降の購入または6か月以内の購入として補助対象を広げる予定です。その他、来年度の新規事業としまして、今年度、移住モデル地区として指定しました、西蒲区の越前浜地区における定住人口の増加を図るために、県外からの移住世帯に対し、転居や住宅にかかる費用の一部を助成することとしています。

続いて、資料2－3の2枚目になります。基本的施策「3－1 住宅のライフサイクルを通じた環境負荷低減」ですが、エコ住宅・エコリフォーム促進事業については、平成27年度の実績はご覧のとおりです。なお、平成28年度につきましては、新潟市の地球温暖化対策実行計画における短期目標値を達成したこと、スマートエネルギー推進計画の短期目標達成にも大きく貢献したこと、さらに、太陽光発電システムは補助金がなくとも費用償却が可能となったことから、平成27年度をもって廃止となっています。ただし、省エネ性能の高い住宅の普及促進の啓発については継続してまいります。

次に、基本的施策「3－2 リフォーム市場の環境整備」です。改築・リフォームなどに対するアドバイス、情報提供を行う住宅建築相談会やすまいづくり教室については、ご覧の実績のとおりです。こちらについては、来年度も実施する予定です。

続いて、基本的施策「3－3 住宅ストックの適正管理」につきましては、関連する空き家等対策の取組み状況につきましては、次の次第3「新潟市空家等対策計画」の中で説明させていただきます。

次に、基本的施策「3－4 中古住宅の流通市場の活性化」です。地域提案型空き家活用事業につきましては、来年度、地域による空き家の活用をより促進するために、活用事業の対象、また、跡地活用事業の対象を拡充する予定です。具体的には、活用事業につきましては、空き家のリフォーム工事とあわせて行うアプローチ整備などの外構工事。また、跡地活用事業につきましては、空き家の除却工事と合わせて行うコミュニティ広場のベンチ整備などの外構工事も対象とする予定です。

最後に、基本的施策「4－1 農村集落におけるゆとりある住環境の保全」、「4－2 市街地における良好な住環境の形成」です。下から二つ目のまちなみ整備なじらね協定促進事業につきましては、過去2年で旧小澤家住宅周辺地区の1軒、秋葉区小須戸本町通周辺地区の3軒について、外壁改修などにかかる費用を助成しています。こちらの事業については、来年度も

実施する予定です。次の生垣設置奨励助成制度につきましては、平成 27 年度 15 件、今年度 20 件を助成し、ご覧の利用延長となっています。こちらにつきましても、来年度、事業を実施する予定となっています。

以上が、計画の取組み状況についての説明です。よろしくお願ひします。

(五十嵐委員長)

ただいまのご説明にご質問ご意見等ございますでしょうか。

(朝妻委員)

まず、「1－1 人にやさしい住宅・住環境づくり」というところで、平成 27 年度実績、平成 28 年度実績見込みということで、実施した件数は出ているのですけれども、例えば、平成 27 年度の一番上の高齢者向け住宅リフォーム助成の 195 件というのは、195 件の申し込みがあって 195 件に補助金が出たと考えてよろしいのですか。

(事務局)

195 件の申請があって、それに対して助成をしたということです。

(朝妻委員)

ということでよろしいわけですね。ありがとうございます。

それともう一つなのですけれども、「1－2 災害に強い住宅・住環境づくり」ということで、雨水流出抑制施設の補助金の件数はかなりあるのですけれども、その下の防水板や住宅のかさ上げの助成件数はかなり少なくなっているかと思うのです。補助金の出し方として、これを一本にまとめるということは難しいものなのですか。

例えば同じ浸水対策なので、補助金を一本にまとめることが不可能なのか、可能なのか。不可能なら一般市民とすれば補助金の出るところがいっぱいあるほうがいいかと思うのですけれども、件数を見ると、目的は一緒なのだけれども、かなり件数が違うということがあったので、その辺がどうなのがかなと一つ感じたところです。

もう一つ、4－2 に生垣設置奨励助成制度というものがあるって、平成 27 年度実績で 183 メートル、平成 28 年度で 212 メートルとあります。これは何年もやっていて、来年もやるということですが、実績としてトータルで何メートルくらいあるのかということと、例えば、追跡調査を行って、生垣を設置したはいいけれども、2 年くらいでやめてしまったとか、そういうところがあるのかどうかがもし分かれば、お知らせいただければありがたいと思います。

(五十嵐委員長)

2 点ございますが、1 点目は、制度上どうなのかと。

(事務局)

雨水流出抑制施設や住宅かさ上げなどの助成を一本化できないかということですけれども、

制度上、工事内容に応じて補助制度を設けていると思いますので、例えば、私どもでやっている空き家活用についても、さまざまな対象、どこに補助金を出すかによって制度というものを作っていきます。補助対象が何に対して行政が税金を使って補助金を出すかという制度上、こちらは下水道部のほうで担当していますけれども、そこで雨水流出抑制施設と住宅かさ上げ、駐車場かさ上げはそれぞれ別な対象として捉えているのだと思います。おそらく、制度的に一本化しても、市民の皆様からすると利用勝手がよくなるかというと、あまり変わらないというのが実態ではないかと思います。申請内容が、工事内容が全く異なるので、必要な添付書類が結局はそれぞれで異なってくると思います。

ちなみに、雨水流出抑制施設は、住宅の敷地内に浸透枠を一つ作って、そこで雨水を浸透させ、できるだけ敷地外に雨水を出ないようにするという設備ですが、比較的コストも安く小規模な工事でできるということから件数が多いと思いますが、防水板や住宅のかさ上げとなりますと、大がかりな工事になりますので、件数としては比較的少なくなると思います。

2点目の生垣設置奨励助成ですけれども、前計画で指標としていましたが、計画期間だけだったかもしれませんのが、累計メートルは8,000メートルくらいだったと思います。新計画を策定してから2年ほど経ちましたが、助成を受けて設置された生垣の延長は順調に伸びていると思います。詳細については今、手持ちデータがありませんので申し訳ございません。

また、生垣を設置した後については、当然、生き物ですので、それがずっと続くのかどうかということは確かにあるかと思います。実績として助成した後にも生垣が残っているかどうかについては、制度を所管する公園水辺課や、助成窓口の区の建設課に少し聞き取りをしてみたいと思います。あくまで道路に面する場所に設置する生垣が対象となっていて、お隣同士の境界に設置するものは対象外として運用されていますので、確認というのは比較的しやすいのかとは思います。しかし、助成金を出していますが、どうしても生き物ですので、枯れてしまつたからお金を返してくださいというわけには、なかなかいかないとは思いますけれども。どのようにその辺の効果を見ているかということは、改めて確認をしておきたいと思っております。

(黒野委員)

木造住宅耐震改修工事等補助制度の件数についてなのですが、この実績は平成27年度と平成28年度の実績がほとんど変わらず、多少減っていますけれども他に比べると随分減りが少ないを感じているのですが、これが先ほどの指標でこれまで平成27年の90パーセントという目標を見直して、5年後の平成32年に90パーセントという目標にされていたかと思うのですが、このペースでいくと、平成32年に大体90パーセントになるという見込みがあるのかどうか、お考えをお聞きしたかったのです。

(事務局)

耐震化率については、一つは耐震化されていないものを耐震改修すること、また、耐震化されていない建物が除却されて、新築されることで割合が上がっていくということがあります。もう一つは単純に旧耐震のものが除却されるということで、旧耐震の住宅数が減って割合が上がっています。今の耐震改修促進計画の市の計画の目標値というのも、従前から 90 パーセントだったのですけれども、計画期間の延長ということで、それに合わせて目標値自体をスライドするかたちとしています。その中でこの補助金制度だけで、そういう意味では 90 パーセントを達成するわけではないと思いますし、この補助金制度だけで何パーセントまで上げられるかということもなかなか難しいというのが実態だと思います。この指標については、数字の取り方というのも、(抽出調査である) 住宅・土地統計調査の結果から耐震化率を算定しておりますので、そういう意味では、実数として市内の 10 パーセントの住宅が耐震化されていないということもなかなか言いづらいところではありますけれども、一つの指標として定めて取り組んでいるということになります。

(五十嵐委員長)

難しいところですよね。

他にいかがですか。よろしいでしょうか。

では、次の 3 「新潟市空家等対策計画 取り組み状況・空き家対策総合実施計画について」、事務局、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料 3-1 に「空家等対策の取り組み状況について」ということでまとめておりますので、ご覧いただきたいと思います。これまでの経過ですけれども、平成 27 年 5 月 26 日に空家特措法が施行され、6 月 1 日には新潟市でも建築物の安全性の確保等に関する条例を全面施行し、空き家対策の取組みについては強化を図ってきたところです。昨年度、空家等対策計画を策定ということで、本有識者会議でご意見をいただきながら、非常にタイトなスケジュールの中、4 回、開催させていただいて、年度末にはパブリックコメントを経まして、3 月に策定、公表という流れでさせていただいたところです。

資料の中ほどには、昨年、定めさせていただいた空家等対策計画の基本的方針、大きく三つです。一つ目は、空き家の所有者等による管理の原則ということで、あくまで空き家は個人の所有物であり、その所有者が管理するということが大前提であるということ。また、二つ目として、地域や関係団体と連携して取り組んでいくこと。三つ目に空家等への対応ということで、市民の生命や身体、財産に危険が及ぶことを防止するため、必要と判断された場合には、法や条例に基づいて措置を行うこと。あくまで公益性の観点から必要最小限の範囲で行いますということで、基本的な方針を定めさせていただきました。

続いて、取組方針ということで、大きく空き家にも段階があり、まだ使用や居住されている段階から空き家になって、さらに管理不全になるという各段階に応じて、それぞれ異なるだらうという中で、まず、発生の抑制。居住や使用している段階から発生を抑制していく。また、空き家になった段階では、できるだけ早く活用を促進していく。また、適正管理もしっかりとしていただく。管理不全になってしまった場合については、それを解消するため、所有者への注意喚起を行うといった大きく四つの取組方針を定めさせていただきました。この中でも特にできるだけ早く、空き家になってしまふとなかなか解決が難しくなるということから、できるだけ早期の段階である発生の抑制、また、活用促進と適正管理というより早期の段階の取組みが重要ということで、昨年、まとめさせていただいたところです。この取組方針に沿って、今年度の取組みをさせていただきました。これまでやってきたものの継続も含めまして、状況を報告させていただきたいと思っております。

資料の一番右側に大きく五つの四角で囲ってあるのが、それぞれこの四つの取組みなのですが、分かりづらくなっていますけれども、いろいろ関わりがございますので線を引いてつなげております。大きく右の五つの取組みをさせていただきました。一番上の住宅ストックの質向上に関する支援事業ということで、こちらはこれまで市ほうで取り組んできたわけですが、快適によりよい住環境を目指して、住宅を改修したりするものに対する支援事業です。これ以外にもございますけれども、先ほど、資料2で住まい環境基本計画の取組み状況でも説明させていただきましたが、さまざまなリフォーム助成、バリアフリーに関するリフォーム助成、また、子育てへの支援、まちなみ整備ならぬ協定といった景観、修景など地域の魅力向上に向けた支援、また、耐震、防災に関する支援ということでストックの改善に向けた支援制度を引き続き、実施をしているところです。

続きまして、取組みの二つ目ですけれども、これは基本方針にもございますが、関係団体との連携ということで、今年度4月25日、また今年に入りまして1月25日にこちらの関係13団体と空家等対策の推進に関する連携協定を結ばせていただきました。こちらは1月25日に、全13団体の代表と篠田市長が出席した協定式の写真です。不動産、法務、建築、解体、空き家の管理、空き家の相談といったそれぞれ専門の関係団体と連携協定を結ばせていただき、今後も定期的に連絡会というものを設置して、お互いに情報や意見交換しながら、空き家対策の推進に関する取組みを進めていこうということで協定をさせていただきました。

この協定の中でも、お手元に資料3-2として配付させていただいております「他人事ではない空き家の話」というパンフレットを関係団体の皆様と連携させていただいて、作成をしました。こちら12月に配付を開始したところでございます。中をご覧いただくと、また、テーマも「他人事ではない」と、下にも「今お住まいの家が空き家になると…」ということで、こち

らは昨年の計画策定の段階でも、今まだ空き家になっていないけれども今後、空き家になる可能性がある。そういう方にも、今後、自分の持っている財産をどうしていこうかということを考えていただきたいという趣旨で作っております。

内容としては、まず、空き家になる理由ということで、今、お住まいの住宅が、いろいろな理由で空き家になる可能性がありますということと、空き家を放置した場合に、どんな責任や問題が発生するか、また、実際に事故等が起きた場合、所有者にどんな損害賠償などの責任が生じるか。3ページを開いていただきますと、住まいの引継ぎということで、相続をきちんとしましょうと。相続登記をしましようということ。また、4ページでは、空き家活用の仕方。5ページでは適正管理、6ページでは空家特措法の概要や、民法ですけれども、樹木の越境ですとか、工作物責任というあたりの法的な部分を少し触れさせていただいて、裏表紙には今回、協定を結ばせていただいた関係団体の相談窓口を一覧にして、空き家の所有者の方、また、空き家を利用したいというような方を含めて、窓口を一覧化して掲載をしております。こちらは今、市役所本庁舎、また区役所、出張所の他、関係13団体にも、それぞれ窓口で配付をいただくということで、一斉に配付をしております。

また、1月下旬には、協定式に合わせまして、市報にいがたでも1ページを使って特集号を組ませていただいて、今回のこのパンフレット内容を抜粋しながら掲載させていただいて、広く市民に周知を図るということで取り組んだところでございます。

続いて、空き家の活用に関する支援事業ということで、これまで行っておりますが、空き家活用リフォーム推進事業ということで、平成26年から実施しているものです。実績値については、先ほど、資料2の取組み状況の中で報告をさせていただきましたが、こういった市の施策、福祉や文化活動、住み替えといった市の進める施策に関連するようななかたちで空き家の活用をしていただく場合には、リフォーム費用の一部を補助するという事業を実施しております。

また、地域提案型空き家活用事業ということで、地域が主体となって、地域の空き家を調査・研究したり、また、地域で活用する施設にする場合には、リフォーム工事ですとか、跡地としてコミュニティ広場などで使う場合は除却費も一部補助するという事業を引き続き実施しています。また、今年度からですけれども、U I J支援ということで、新潟暮らし創造運動ともリンクしまして、新潟暮らしの促進ということで、新潟県外からの移住定住に合わせて住宅リフォームを行う方には、その費用の一部を補助するということで、空き家を活用した場合には、倍額100万円まで補助するというかたちで、空き家を積極的に使ってくださいという支援をしています。

最後に、管理不全な空き家への対応ということで、昨年度策定した計画でもフローを載せていますが、市民の方からの情報提供、また、市の職員の発見等で空き家を把握した場合には、

市で現地調査をしまして、所有者を調査し、注意喚起を行うと。情報提供・助言とありますけれども、まず働きかけが必要な空き家については、文書または電話、訪問等で注意喚起を行います。それでもなかなか改善されず、この四つの条件、これも昨年策定をいたしましたが、「特定空家等の認定基準」によって判断しますけれども、特定空家等になるというものについては、指導・助言などの行政指導に移行して、さらに放置することが著しく公益に反するというようなものについては、行政処分も視野に入れ対応していくという流れになっています。こちらは、昨年度の平成27年6月1日からこの3月3日までですけれども、今の対応状況を一覧にしたものでございます。受報が361件、主に市民からの苦情として情報が入ってきています。空き家でないものは空家特措法が適用されませんので、受報した中に、空き家ではないものも一部含まれていますが、それと、現地調査をしたところ、特に問題がないというもの83件を除き、少し状態が悪い、また、今後放置していくと非常に悪くなる可能性がある、そういうものを含め、管理不全な空き家は、278件ございました。この278件については、所有者を調査していくわけですけれども、確知できたものが226件、相続放棄などで全く所有者がいないというものは13件、これは時点で取っていますので、調査中のものが39件ございますけれども、こういった内訳になっています。確知した226件の中で、これもまたタイムラグのために数字が合わなくなりますけれども、205件に文書等で注意喚起して、改善に至ったもの、この改善済みというのは改善しますという意思を示されたものを含めますが、そういうものについては72件という状況になっています。具体的には、除却まで至ったものが30件弱くらいあります。

なかなか改善されないものの中で、特に状態が悪いもの、先ほどの特定空家等の認定基準に該当し、これはもう次のステップにいかなければいけないというようなものは、特定空家等の候補を含めると30件ほどありますて、今現在では12件を特定空家として認定をしているところです。今後は、行政指導に移行していくというのが今現在の段階です。先ほどのこちらのフローですと、今、情報提供・助言までやってきたわけですけれども、今後、行政指導に移行していくことです。今現在、管理不全の空き家への対応はこういった状況になっております。

今後の取組みですけれども、空き家に関する周知啓発ということで、パンフレットを作成いたしましたが、こういったものの配布とともに、市政さわやかトーク宅配便で、空き家をテーマに自治会などから説明してほしいということで申込があれば、空き家の問題や、市の取り組みの紹介を通じながら、空き家問題を他人ごとだと思わないよう考えていただくように周知啓発を図っていきたいと考えています。

また、協定を締結させていただきましたので、関係団体にも連携・協力をいただきながら、全体で空き家の利活用セミナーや講演会ですか相談会もやっていきたいと考えております。

管理不在な空き家については、注意喚起でもなかなか改善されず、特定空家に認定しないといけないものについては、次のステップに移行して行政指導をしていきます。また、行政指導でも改善しない場合でも、これは著しく公益に反するものについては行政処分への移行も判断していくかなければいけないと考えております。

また、所有者が確知できないもので放置することが著しく公益に反するものについては、状況に応じて条例に基づく応急的危険回避措置を行うか、または、最終的な手段になりますけれども、代執行も視野に、今後、詳細調査等作業を進めていきます。

また、今ほど説明させていただきました空き家対策の取組みについては、国の支援事業がございます。国から補助金をいただいて、こういった私どもの取組みにも活用ができるというものになります。空き家対策総合支援事業という事業がございまして、条件は諸々あるのですけれども、市町村が事業主体となって、補助対象市区町村が空家等対策計画を策定していることですとか、空家特措法に基づく協議会など、民間の団体や有識者の団体、有識者から意見を聞きながら取り組んでいることなどの条件がございます。こういったものについては、空き家の活用ですか、空き公共施設も含まれるのですけれども、そういったものの活用・整備などに国から補助金をいただけるという制度になっています。他にも、先ほどの特定空家等の所有者の調査費ですか、所有者がいない場合の略式代執行の費用にも一部支援がいただけるというものになっています。

国からの支援を受けて、これらの取組みを行う場合は、「空き家対策総合実施計画」というものを作ることになっています。計画の概要ですけれども、計画区域を新潟市全域、計画期間は、延長も将来的には考えておりますけれども、とりあえず来年度、再来年度の2か年、連携する協議会等として本有識者会議からご意見を伺いながら、ご覧の具体的な事業を行っていこうと考えています。

こちらの上二つの事業は、空き建築物となっている公共施設なのですけれども、早く活用することで、地域の活性化や空き家の発生抑制にもつながることが期待されるということで、それぞれ平成29年度、平成30年度に整備するものです。

また、三つ目は特定空家等の除却ということで、所有者がいれば、除却費用を公費から出さなくて、やはり所有者が支払うべきという趣旨で、あくまでも相手がいない場合に限られていますけれども、こういったものへの一部支援がいただけます。

一番下の所有者等調査ですが、関係者が多数存在し、権利関係が複雑な場合、調査は非常に時間がかかりますので、こういったものを例えば行政書士ですか司法書士ですか、専門家の方に委託する場合の費用の一部がいただけますので、こういったものを活用しながら先ほどの取組みを進めていきたいと考えています。

いろいろな空き家の取組み、例えば、地域提案型空き家活用事業も、実はこの補助金ではない交付金というものを活用しながら取り組んでいます。社会資本整備総合交付金に、また別の空き家の補助メニューがありまして、そちらと今回、新たにできた空き家対策総合支援事業の二つをうまく使いながら取組みを進めていきたいと考えています。

(五十嵐委員長)

現状まで報告していただいて、ありがとうございます。ご質問ご意見はございませんか。

(小池委員)

質問というか、空家等対策計画を作るときにもお話をしたような気がするのですが、空き家になっている家が発見されて、そこでずっと調査をされていく中で、いろいろな生活課題を抱えている人たちが見えてくるケースがあるのではないかと思っていて、連携協定の中では、こういった方々が入っておられれば、たぶん十分だと思うのですけれども、そこから見えてきた生活課題のところを、例えば福祉のところとどうつないでいくのかということも、ぜひお願ひしたいなと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

(上野委員)

最近、空き家がすごく増えてきているのですけれども、私が見る中で多い空き家が、接道していないところだったり、道路が狭かったり、下水が共同下水だったり、そういったところが多いのですけれども、空き家の家だけではなく、インフラといったところも考えて、今後進めいかなければいけないなとは思っております。その辺もお願いします。

(五十嵐委員長)

特定空家等が道路に近く接しているがために、(部材の飛散などにより)いろいろな人に迷惑をかけなければいいのだけれども。道路に接していない空き家も結構たくさんあるかと思いますけれども、今説明のあった278件の管理不全空き家全部が接道しているわけではないですよね。

(事務局)

そうです。

(五十嵐委員長)

新潟市は、空家特措法のできる前に、自治会単位でモデル的に空き家の調査をやりましたよね。そのときには自治会長に調査の協力を願いしたのですよね。

さまざまな窓口に先ほどのパンフレットを置いて周知するのはいいのですけれども、モデル調査を自治会ごとに取り組んだように、自治会の会合の時に、空き家対策を議題にしてもらう

ような働きかけも、ぜひ。

(事務局)

実際いくつかのコミュニティ協議会から、そういういたテーマで講演してもらえないかと依頼を受けていて、まだそのときには、こちらのパンフレットがなかったのですが、今後、このパンフレットを使いながら周知を図っていきたいと思っています。

(五十嵐委員長)

よろしくお願ひいたします。他に、いかがでしょうか。

(黒野委員)

今、空き家の対策として、早期の対処が重要だというのは、おっしゃるとおりだと思いますし、そういうふうに進めていただけることは分かりました。

以前、上野委員がおっしゃっていたかと思うのですが、リフォームのときの減築に対して補助という可能性はないものかどうかというのを引き続き検討していただけないかと思います。といいますのは、先ほどもいろいろなリフォーム事業で、子育て支援とか、エコのところは打ち切りになってしまったようなのですけれども、例えば、まちなかで増築を重ねられたような家があったとしまして、その後住んでいらっしゃる方も少なくなって、余分なところを撤去した場合に、耐震性能も上がると思いますし、地域の通風とか採光もよくなると思いますし、そこに住み続けることがやりやすくなるのではないかなど。そういう意味で、住むことの負担が減るということで、いろいろな人が入りやすくなる、家族の少ない方でも入りやすくなるとか、空き家になることを防ぐ効果があるのではないかと思うものですから。今のお話ですと、現実、空き家になってしまったものも、もちろんそれも重要なのですけれども、そうならないようなリフォームの仕方、用途とか金額だけではなくて、どのようにしたらより長く使っていただけるかといったことも考えていただけたとありがたいかなと思いました。

(五十嵐委員長)

例えば、新潟はわりと敷地も広かつたり家も広かつたりして、だけど夫婦だけとか一人になってとても管理が大変だし、県外にいる子供のところに行ってしまうとか、マンションに入ってしまう。でも、前に住んでいた家を財産として残しておきたいということですが、その家は管理がなされないとどんどん傷んでくると。そういうものをなくすために、または引き続き住みやすくするための減築に対する補助ということですね。そういうものへの支援体制というものはあるのでしょうか。

(事務局)

耐震改修するときに、一部除却をすることで耐震性が高まる場合、または建替える場合、支援対象になるものがありますが、直接的にただ壊すことに対する補助ということはないのが実態

です。

他都市でも、今、空き家問題の中で除却費の補助に取り組んでいる政令市もあります。モラルハザードの問題もあって、条件設定ですとか、非常にいろいろ考えないといけない部分は確かにありますが、そういう方法も検討をしていかなければいけないと思っています。ただ、何でもかんでも壊せばお金がもらえるというのもどうかと思います。

只今確認したところ、健幸すまいリフォーム助成事業と空き家活用リフォーム助成事業については減築も補助対象として見られるようになっています。

(五十嵐委員長)

他に、ございませんか。

今日の議題は以上ですが、振り返ってみて何かお気づきの点はございませんか。2番のこと(にいがた住まい環境基本計画)に関してはよろしいでしょうか。年1回の会議になってきているのですけれども、せっかくの機会ですので感想を含めてでもいいし、支援の要望でも結構でございますので、一言ずつ黒野委員からお願ひします。

(黒野委員)

私からは先ほど、申し上げたとおりですが、ご回答いただきありがとうございます。すでに減築をリフォーム助成事業の対象としていただいているとのことを失念して質問してしまい申し訳ありませんでした。どうもありがとうございました。

(上野委員)

事例なのですから、今回、空き家の査定を依頼されて、査定をしたのですけれども、103歳のおばあちゃんが住んでいた自宅を、施設からずっと帰ってこられなくて何年も空き家状態だということで、後見人になった司法書士の先生からの依頼で（売却に向けた）査定を行ったのですけれども、結局、売却はダメでした。というのも後見人が売却を裁判所に申請したら、現金がまだあるおばあさんでしたので、居住用の住宅を売却してまでも（生活資金が必要とは認められない）ということでした。こういうものも空き家を長くしていく理由になるのだなと思いながら見ていました。今回、さまざまな団体と協定を締結していますが、そういう相談は弁護士の先生になるのかどうか。ただ空き家を持っているだけではリスクもありますし、その辺何かできないのかなど。

(五十嵐委員長)

やはり意識を変えるというのも、なかなか難しいところですけれども、財産という意識があるのですね。

(上野委員)

この時は、裁判所が、所有者にまだ現金があるから、空き家を売ってまで（生活資金が必要

とは認められない)、という判断になったのだと思います。不動産を持っていて、リスクだと思う方と思わない方がいると思うのですけれども。

(五十嵐委員長)

リスクと思っていない人がまだまだいるのですよね、きっと。これから変わっていくことを願うしかないかなと思うのですけれども。

高松委員、いかがですか。

(高松委員)

空き家が除却されて駐車場になったり、また、地域の中の空き家の改修が、まちなみに影響するところが今後、もっと出てくるかなと思うのですが。相談窓口では、一つの自治会のまちなみに関わることとして、建物をどのように改修するとか、どのように利用するとかというご相談までのってくださるのですよね。

(事務局)

市のほうでは景観の窓口もありますが。

(高松委員)

まちが駐車場に変わっていってしまうと、本来あるべきまちの姿が変わっててしまうところが、いろいろなところを見ていますと非常に懸念されるところかなと思って、最近特に気になつておりました。

(五十嵐委員長)

歯が抜けたみたいにね。

堀内委員、いかがですか。

(堀内委員)

私も昨年4月に来ましてから、今、空き家の問題はものすごく皆さんの関心が深いところで、地域でもそうですし、議会でも毎回質問が出るくらい空き家に関しては非常に皆様、問題は多いという認識はあると思います。市長がまちづくりトークということで、各区を回ると、空き家をどうしたらいいのだろうという質問もあがってくると。先ほどお話をしたように、そういう前の抑制のところが大事で、私ら行政としては、空き家が今後も右肩上がりに増えていくものを何とかしなければならないということで、啓発パンフレットを作ったわけです。最初のページを開くと、いきなり損害賠償のところから始まるので、センセーショナルな印象を受けるかなと思うのですけれども、やはりそういうところも皆さんに知りたいというふうに考えています。地域からの声というのは、困っているので何とか壊してほしいと。そこばかりなのですね。個人の財産ですので、行政が全部壊して終わりということではなくて、やはり粘り強く対応していかなければいけないということで、いろいろ今、地域の方の取組みも出て

きましたが、そういう実績を増やしていきながら関心を深めていかないと、行政だけでは何ともならない問題なのかなと思っています。引き続き、皆様からもご意見をいただきながら対応していかなければいけない問題なのかなと思っております。よろしくお願ひします。

(番場委員)

昨年からずっとこの会議で空き家の対策について話し合いをさせていただきましたが、全国的にもテレビなどで空き家の問題が取り上げられた時は、関心を持って見ていました。

空き家について身近な問題として出てきたものがありまして、最近相談をされたのですが、お一人で住まわれていた方が亡くなられてしまいまして、その敷地が旗竿形状の敷地なのですから、接道距離が足りないということで、建てられない、建て替えができないという敷地になっていました。それを県外にいるお子さんたちがどうしたらしいのか、新潟に直接相談しに来ることもなかなかできないということで、空き家の近くの大工さんに相談をされて、私はその大工さんとたまたま仕事で付き合いがあったので、建て替えできるのですかねという相談を受けたのです。けれども、接道距離が足りないから建て替えはできないですね、という状況でした。

住まわれている方が亡くなられて、お子さんですか、ほかのご家族の方が県外にいると、なかなか相談窓口を知ることができなかったり、どうしたらしいかという相談ができないという事例はこれからも増えてくると思うので、今後、そういった方々への対応が必要になってくるのかなと思いました。

(五十嵐委員長)

今は大丈夫だけれども、今後のことを考えると、県外に住んでいる残された子供たちが新潟の空き家になった実家の処分などについて、どこに相談したらいいのか、相談窓口のようなものがわかるようにしておくといいかもしないですね。

(番場委員)

また、相談の件については、親御さんが急に亡くなられたということでしたので、親子が将来のことを話す時間が少なかったため、すぐに対応することがなかなか難しいかなというところもありました。

(小池委員)

実施されている事業の状況を見せていただきながら、空き家をいかに活用していくかというところにも力を入れていただいているのだなということが分かって、すごくありがたいなと思っていました。空き家になることを防ぐのと同時に、うまく活用していただける人たちをたくさんおこしていくことも大事なことなのかなと思いました。

あとは居住支援のところで、相談が居住支援協議会へちゃんとつながって、住宅の確保がさ

れている方たちも生まれてきているということも、数字で報告をしていただきました。やはり住む場所の確保は生活の中ですごく大事なことだと思いますので、そういった面も含めながら、一体的に住宅施策を進めていただけるといいのかなと思いながら聞かせていただきました。ありがとうございます。

(朝妻委員)

皆様も空き家の話だったので、空き家の話で一つ、私も触れさせていただきたいのですけれども。仕事柄、高齢の方がお一人でお住まいになっているお宅で雨漏りがするなどの相談を受けて、おじやますることが多々あるのですけれども、そこで、まず感じるのはゴミ屋敷一歩手前という状態が、何軒もあるのです。新潟県でいきますと、たしか全国で1位か、2位くらいで流出人口が多い県になっていますし、新潟市を考えますと、人口が減っていく中で、新築の住宅やマンション等、新しい住居もかなり供給されているということは、空き家になる予備軍の方が多々いらっしゃるのではないかと。高齢でお一人でお住まいになっていらっしゃるお宅におじやました時に、周りもみんな高齢でお子様がいらっしゃらず、困っているみたいな話を伺うことがあります。構造的な問題が多々あるかと思いますけれども、これから空き家は増えていくと。出てきた空き家自体がもうはっきり言って使えない、リフォームどうのこうのという以前の問題の空き家がたぶん出てくるものはかなりあると思いますので、これから行政の方たちが大変なのだろうなという感じを受けております。

次に、にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議について言わせていただきますと、年に数回出させていただいて何年か経つのですけれども、結局、これを考えることというのは、出てきたときだけしか考えていないと。大変申し訳ないのですけれども。ただ、資料を見させていただくと、徐々に良くなっているというのが分かりますし、ただ非常に地味なことなので、一般の市民の方たちがどこまで理解していただけるのかというのは、もう少し、市はこういうことをやっていますよという大きなPRも何かうまい方法があればいいのかなと感じます。内容的にお願いしたいのは、やったことが何年か経ったらどうなっているのかという資料も取り揃えていただければ、実際、やったものがよくなかったとか、よかつたという指標にもなるかと思いますので、アフターフォローもお願いできれば、大変で申し訳ないのですけれどもありがとうございました。

(五十嵐委員長)

ありがとうございました。仕事の関係で、実際に空き家に関する話だとか、お宅に入ってみないと分からぬような話をしていただいたのですけれども、空き家については、やはり一番大きな課題にこれからなっていくのかなと思います。

今回、全体の指標の見直しの説明の中で、国や県の計画では、リフォームとか住宅の質向上

に關係する目標値がなくなったということですけれども、それだけ住宅リフォームについては住民の意識が高くなっているのかなと思うし、業界もそういうふうに進めていらっしゃるということで、住宅の質は良くなっているかと思います。その一方で、やはり既存住宅に長く住んでいらっしゃる方、それから新耐震基準以前の住宅に住んでいる高齢の方たちに対して、住まい環境をよくしていただきたいというときに、いくつかの段階、対象があるのかなと思って、それぞれに対策を考えていかなければいけないのだろうなと感じております。

私の研究対象にはしていないのですけれども、所属している学会で、結構大きな課題になっているのが、先ほどもありました高齢者のヒートショック、浴室での死亡がなかなか減っていないというので、これを研究しているグループがいるのですけれども、やはり住宅の環境がまだまだ悪い高齢者の住まいがあると。先ほどのゴミ屋敷まではいかないにしても、お風呂場が寒い、脱衣室が寒い、家中寒い住宅というのは、耐震性能も悪いということで、耐震性能を上げると同時に温熱環境性能も上げるというセットで進めていくといいのかなと思いながら、指標を見ていました。

また、最後に出していただいた資料で説明がありましたが、空き家対策の計画を作つて、注意喚起によって30軒の空き家が除却されたということは一つの進歩ではないかなと思います。空き家が出ないことが一番いいのですけれども、それを防ぐことはなかなかできないし、逆に増えるのではないかという見通しもありますので、安全な空き家は利活用できるように推進し、それと並行して、状態の悪い空き家については指導と助言等を進めていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、議事進行を終わりにしたいと思います。事務局にお返しいたします。

(住環境政策課長)

住環境政策課長の枝並でございます。本日は年度末のお忙しいところ、ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。

本日の有識者会議をもちまして、委員就任期間2年の最後の会議となります。昨年度は空家等対策計画や特定空家の認定基準の策定ということで4回の会議を開催させていただきましたが、今年度は1回の開催となりました。今年度は、昨年策定いたしました計画や方針に基づき進めてきた取り組みについてご報告をさせていただくということが主となりました。

来年度以降も、にいがた住まい環境基本計画や空家等対策計画の適切な進行管理について、これまでと同様に有識者会議において、外部委員の皆様からご意見をちょうだいしながら進めていきたいと思っております。

新たな有識者会議につきましては、立ち上げは4月以降になりますけれども、委員就任につきまして、個別にご相談させていただければなと思っておりますので、ぜひともご協力のほど

よろしくお願ひしたいと思います。

改めまして、委員就任の2年間を通じまして、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。これで閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、平成28年度第1回にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。